大個審第9号 (答申第1号) 平成8年9月17日

大阪府知事 山田 勇 殿

大阪府個人情報保護審議会 会長 佐藤 幸治

個人情報の取扱いに関する意見について (答申)

今日の高度情報化社会では、インターネット、パソコン通信等、情報処理技術や通信技術の進展により、大量かつ広範な情報が迅速に処理され、伝達されるようになりました。このような情報化社会の進展は、情報の積極的な活用によって、私たちの生活が豊かで、便利なものとなる反面、自分の情報が知らないところで、収集・利用されたり、誤った情報が流通し、個人が不利益を被るおそれが増大しており、個人情報の適正な取扱いを求める声が高まってきています。

個人の尊厳と基本的人権の尊重は、今日の私たちの社会の基礎をなすものでありますが、個人情報の不適正な取扱いにより、プライバシー情報が流出したり、誤った個人情報が伝達された場合は、個人の権利利益が侵害されるおそれが生ずるので、個人の尊厳と基本的人権を守るために、個人情報の積極的な保護策が必要となっております。

このため、大阪府では、平成8年3月、個人の自己に関する情報をコントロールする権利の保障を理念とした「大阪府個人情報保護条例」(以下「条例」という。)を制定し、府の機関に対し、個人情報の適正な取扱い義務を課すとともに、本人の自己情報の開示等の権利が定められたところであります。

例えば、府の実施機関が、事務事業に不必要な情報を収集したり、本人の知らない間に個人情報を収集すると、府民の不安感や権利侵害のおそれが高いので、個人情報の収集にあたっては、本人収集を原則とする(条例第7条第3項)とともに、個人の尊厳に深く関わる「思想、信仰、信条その他の心身に関する基本的な個人情報」及び「社会的差別の原因となるおそれのある個人情報」については、収集禁止を原則としています(条例第7条第4項)。

さらに、当初の取扱事務の目的外に個人情報が本人の予期しない形で流通していく個人情報の目的外利用・提供を原則として禁止(条例第8条第1項)し、とりわけ、実施機関以外のものに対して、通信回線により結合された電子計算機を用いて個人情報を提供することを原則として禁止(条例第8条第3項)しています。そして、これらの事項に関して、条例で認める以外に例外的取扱いが必要な場合は、審議会の意

見を聴くこととしているものです。

また、条例では、府の機関のみならず、民間事業者に対しても、自主的に個人情報の保護のための適切な措置を講ずるよう求めることとし、審議会の意見を聴いて、事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針を作成するものとしています(条例第35条第2項)。

こうした趣旨に鑑みながら、条例の運用にあたって、本審議会は個人情報の適正な 取扱いが確保されるよう、実施機関に対し、積極的に意見を述べてまいりたいと考え ます。

このような認識のもと、平成8年8月30日付け国際第1164号をもって諮問のありました次の内容について、審議したところ、諮問の内容をいずれも適当なものと認めましたので、答申します。

なお、当審議会が適当と認める個別の理由は、別添1のとおりです

- (1) 条例第7条第3項第6号に規定する個人情報の本人収集原則の例外事項について
- (2) 条例第7条第4項に規定する思想、信仰、信条等に関する個人情報の収集禁止に対する例外事項について
- (3) 条例第8条第1項第7号に規定する個人情報の目的外利用・提供禁止に対する 例外事項について
- (4) 条例第8条第3項に規定する通信回線により結合された電子計算機を用いた個人情報の実施機関以外への提供禁止に対する例外事項について
- (5) 条例第35条第2項に規定する事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指 針について

今後、実施機関における各種事務事業の実施に際しての個人情報の取扱いに当たっては、自己情報のコントロール権が実質的に保障され、公正で民主的な府政の推進が図られるよう、下記の点に配慮して運用してください。

記

1 例外的取扱いが必要として、諮問された項目に該当する事務事業については、今後、本審議会への諮問を要しませんが、項目への該当について判断のしがたいもの、項目に該当するものの慎重な取扱いを要すると判断される事務事業を実施するに当たっては審議会に報告してください。

また、今回の答申において、留意すべき事項等があった事務事業については、今 後、検討の経過を審議会に報告してください。

なお、これら以外で現段階では適当とされた事項についても、科学技術の発達、 個人情報の保護に対する社会の要請にも配慮しながら、常に改善しながら運用して いくことが必要であると考えます。

- 2 個人情報の本人収集原則の例外事項については、できるだけ、本人の同意を得る ようにするなど、今後は、この項目に該当する事務事業数を減らしていくよう心が けてください。
- 3 条例第8条第1項第2号に規定する「法令又は条例の規定に基づくとき」とは、 法令又は条例により、個人情報の目的外利用又は提供が、明文の規定により義務づ けられている場合をいい、法令に基づく照会等であっても、実施機関に裁量がある 場合は該当しないと考えます。

また、府公文書公開条例に基づく公開請求に際しては、「一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるもの」に該当しない限り公開されることになるため、この場合の個人情報保護条例第8条の利用及び提供の制限との関係については第1項第2号に規定する「法令又は条例の規定に基づくとき」に該当することに留意してください。

- 4 条例第8条第1項第6号に規定する利用及び提供制限の例外事項のうち、「専ら統計の作成又は学術研究の目的のために利用し、又は提供する場合」は、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう、個人が特定されないこと、情報提供先を限定し、必要最小限の情報に止めること等、特に配慮することが必要です。
- 5 条例第8条第3項に規定する通信回線を用いた個人情報の外部提供については、 今後は、別添資料2の「オンライン結合を用いた個人情報の提供についての基準」 をもとに審議会で判断することになるので、実施機関は、審議会への諮問に先立ち、 この基準を満たすよう実施機関内の体制を整備するとともに、国等に対し ても、 働きかける等努力してください。
- 6 個人情報保護制度の円滑な運用は、府民と職員の個人情報保護意識の高揚による ところが大きいことから、府民と職員の意識啓発に一層の努力を望みます。

とりわけ、別添資料3の事業者指針については、府下の事業者の個人情報の取扱いは、それぞれの業種や企業規模等により多種多様であるので、その実態に即して、個人情報の保護措置が図られるよう事業団体等を通じ、きめ細かい普及啓発に努めることが必要です。

1 本人収集原則の例外事項(条例第7条第3項第6号)について

番号	項目	本人以外からの収集を適当と認める理由等
1	栄典、表彰等の選考を	① 栄典、表彰等の事務の性質上、本人に知られること
	行うため、候補者の氏 名、住所、経歴、推薦の	により、事務の公正な運営に支障をきたしたり、本人 に事前に期待をいだかせることにより対象外となった
	理由その他候補者に関す	場合の不信感につながる等事務の円滑な実施を困難に
	る個人情報を本人以外の	するおそれがある。
	ものから収集する場合	② 本人から収集したのでは、情報の客観性を確保する
		ことができず、事務の目的に支障が生ずる。
2	委員、講師、指導者、	① 委員等の適任者を幅広く求めるため、本人以外のも
	助言者等を選任する事務	のから候補者の個人情報を収集する必要がある。
	等において、人選に必要な範囲内で候補者に関す	② 本人から収集したのでは、情報の客観性、正確性を 確保することができず、事務の目的に支障が生ずる。
	る個人情報を当該候補者	一種採りることができり、事務の目的に文庫が生りる。  ③ 選考、任命等の事務の性質上、本人に知られること
	の所属する団体、市町村	により、事務の公正な運営に支障をきたしたり、本人
	等から収集する場合	に事前に期待を抱かせることにより対象外となった場
		合の不信感につながる等事務の円滑な実施を困難にす
		るおそれがある。
		④ 団体、市町村の推薦の場合は、推薦という事務の性
3	団体又は事業を営む個	質上、本人から収集することができない。
5	人(以下「団体等」とい	① これらの情報は、当該団体等でなければ保有していな
	う。)に対して指導し、	い情報である。
	又は補助金の交付等を行	② 情報の客観性、正確性を確保するため、当該団体等か
	うに当たり、団体等の職	ら収集する必要がある。
	員、構成員又は団体等が	③ 団体等の指導、補助金の交付等に際して、事務に必要
	設置し、若しくは運営している状況のもまればに	な範囲内で行政機関が職員、構成員等の個人情報や利用 者、入所者等の個人情報を収集することは必要不可欠な
	ている施設の入所者等に 関する個人情報を団体等	有、八所有等の個人情報を収集することは必要不可入な   ものであると考えられる。
	から収集する場合	0.0 (0.0 0.0 17.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0
4	相談、陳情、要望、苦	① 相談、陳情、要望、苦情、意見等の内容に相談者以
	情、意見等その他本人の	外の者に関する個人情報が含まれている場合、それら
	自由な意思により提供さ	の内容を正確に把握しなければ、事務を適切に処理す
	れる情報の中に、提供者	ることができない。
	以外の者に関する個人情 報が含まれている場合	② 相談等の内容は、相談者等の意思により一方的に提供されるものであり、その性質上収集を拒むことがで
	+はタパ口 みタレ ( ピの 一面口	一供されるものであり、その性負土収集を担むことがで   きない。
5	病院、保健所等の機関	患者や受診者等に対し的確な治療等を行うために、
	が診療行為、疾病予防等	本人の過去の治療歴等に関する情報を主治医や家族等
	のために本人の家族等か	など、本人以外のものから収集することが必要な場合
	ら本人に関する個人情報な収集する場合	がある。
6	を収集する場合 実施機関以外の府の機	   ① 実施機関以外の府の機関、国等の事務又は事業の目
	関、国、他の地方公共団	・ 大地機関ダイの州の機関、国等の事務又は事業の日
	体その他の者から送付さ	を拒むことができない。
	れた資料に名簿等の個人	② 報告書等の一部である場合などは、個人情報の部分
	情報が含まれている場合	のみを除いて収集することが困難である。
7	本人の所在確認等のた	事務の性質上本人から収集することができない。
	め、家族、本人が所属する。	
	る団体等から本人の個人	
	情報を収集する場合	

番号	項目	本人以外からの収集を適当と認める理由等
8	争訟、評価、指導、交 渉等の事務で本人から収 集したのではその目的を 達成し得ない場合	<ul><li>① 本人から収集したのでは事務が公正・正確に行われないなど事務の目的を達成し得ない。</li><li>② 争訟、評価、指導等に当たっては、本人以外のものから情報を収集することが、当該争訟、評価、指導等の事務の公正かつ円滑な執行のために必要であり、また、公益に資するものである。</li></ul>
9	規則、要綱等の規定に 基づく各種の申請、届出 等に伴い、提出される情 報に当該申請者等以外の 者の個人情報が含まれて いる場合	申請書等の内容に、当該申請者等以外の者に関する 個人情報が要件として定められている場合がある。
10	委託契約等に伴い、当 該受託者等からその従業 員等に関する個人情報を 収集する場合	委託等の契約を締結する事務において、契約先の従 業員の氏名等を把握することが契約書に明記されてい る場合があり、当該事務の適正かつ円滑な執行のため に必要である。
11	職員の任免等を行う事務の中で、本人に関する個人情報を本人以外のものから収集する場合	職員の任免等を行う事務においては、任用に当たっての適格性の審査や、免職等の処分を行うに当たっての事案に応じた的確な処理を行うため、本人の個人情報を本人以外のものから収集することが必要な場合がある。
12	国若しくは他の地方公 共団体又は実施機関以外 の府の機関から収集する ことが事務の執行上やむ を得ないと認められる場 合で、本人の権利利益を 不当に侵害するおそれが ないと認められる場合	情報の客観性、正確性を確保するためには、国等から収集する必要がある場合がある。
13	法律若しくはこれに基づく政令の規定に基づきの規定に基づを 知事その他の執行機関の権限に属する国等の事務に関する主務大臣等からの指示に基づき、本人以外から本人に関する場合	機関委任事務に関し、主務大臣等から適法な指揮監督があれば、知事等は国等との協議調整の後、最終的にはこれに従わざるを得ないものである。
14	公共事業に必要な土地 等の取得、収用、使用に 際し、事業の円滑な推進 を図るため、土地所有者 等の権利関係等に関する 個人情報を収集する場合	<ul><li>① 権利関係について確認するため、本人以外のものから情報を収集することが必要になる場合がある。</li><li>② 権利関係の中に当事者以外の者に関する個人情報が含まれている場合、それらの内容を正確に把握しなければ、事務を適切に処理することができない。</li></ul>

番号	項目	収集する 個人情報	収集を適当と認める理由等
1	府民等からの相談、 要望、陳情、意見等の 中で相談者等の意思に より、思想、信仰、 条等に関する個人情報 が提供され、実施機関 として当該個人情報を 収集することになる場	・思想、信仰、 信条その他の心 身に関する個人 情報 ・社会的差別の 原因となるおそ れのある個人情 報	府民等から寄せられた相談、要望、陳 情、意見等の中には、思想、信仰、信条 等に関する個人情報が含まれる場合があ るが、これらの情報は、相談者等の意思 により一方的に提供されるものであり、 その性質上、収集の選択の余地がない。 また、実施機関としても、当該相談等 に適切に対応するためには、事務の目的 の範囲内でこれらの個人情報を収集する 必要がある。
2	病院、保健所等の機 関において、診療、疾 病予防行為等を行うた めに、患者等の思想、 信仰、信条等に関する 個人情報を収集する場 合	・思想、信仰、 信条その他の心 身に関する個人 情報 ・社会的差別の 原因となる個人情 れのある個人情 報	医療機関や保健所等において、患者や 受診者等の病状等に合わせて的確な治療 行為や予防等のための行為を行うために は、当該患者等の生活観や信仰に関する 個人情報を収集する場合があるほか、生 活歴等を聴取する中で、社会的差別の原 因となるおそれのある個人情報を収集す る場合がある。
ന	作文等のコンクールや試験等を行う事務で、作文、論文等を行う事務で、作文、意思にないて、の中で個人の意思に、信仰、信仰、情報を関する個人情報を提供され、実施機関を収集に対して当該個人情報を収集することになる場合	・思想、信仰、 信条その他の心 身に関する個人 情報 ・社会的差別の 原因となる個人情 れのある個人情 報	各種のコンクールや試験の作文、論文等の記述内容は、表現の自由に基づき自由な意思で記述されている。その中には思想、信仰、信条等に関する個人情報について記載される場合があり、事務の目的の範囲内でこれらの個人情報を必然的に収集することがある。
4	刊行物等で一般に入 手し得るものから、思 想、信仰、信条等に関 する個人情報を収集す る場合	・思想、信仰、 信条その他の心 身に関する個人 情報 ・社会的差別の 原因となる個人情 報	事務執行上、刊行物等から個人情報を 収集する場合があるが、これら新聞や書 籍等に掲載され、公にされている情報に ついては、不特定多数の者に公表され誰 もが知り得る状態にあることから、事務 の目的の範囲内で収集することが正当と 認められる限りにおいては、個人情報保 護上の問題は起こらないと考えられる。 しかし、情報のすべてが正確なものと は限らないので、出典を明示しておくこ とが望ましい。
5	栄典、表彰等を行う 事務の中で、選考対象 者、候補者の犯罪歴等 に関する個人情報を収 集する場合	・思想、信仰、 信条その他の心 身に関する個人 情報 ・社会的差別の 原因となるおそ れのある個人情 報	栄典、表彰等を行う場合、犯罪歴を有する者が表彰候補者や被表彰者となることは、社会通念上、府民等の感情にそぐわないものと考えられる。このため、選考事務を行う上で、犯罪歴の有無等を確認する必要がある。 また、功績調書のなかで思想、信仰等に関する情報が含まれる場合がある。

		.t. 44. 3	
番号	項目	収集する 個人情報	収集を適当と認める理由等
6	海外からの研修生、 来訪者等の受入れ等を 行う事務において、当 該研修生等の信仰等に 関する個人情報を収集 する場合	・思想、信仰、 信条その他の心 身に関する個人 情報 ・社会的差別の 原因となる個人情 れのある個人情 報	海外からの研修生や来訪者等を受け入れるに当たっては、食事の制限や生活習慣の違い等を的確に把握し、当該研修生等の滞在中の適切な対応を図るため、信仰、習慣等に関する個人情報を収集する場合がある。
7	職員や委員の任免等 を行う事務の中で、身 体状況、犯罪歴等に関 する個人情報を収集す る場合	・思想、信仰、 信条その他の心 身に関する個人 情報 ・社会的差別の 原因となるおそ れのある個人情 報	公務に従事する職員の任免等を行う事務においては、任用に当たっての適格性の審査及び免職等の処分に当たっての事案に応じた的確な処理を行うため、本人等の身体状況、犯罪歴等に関する個人情報を収集する必要が生ずる場合がある。
8	法律若しくはこれに 基づく政令の規定に基 づき知事その他の執行 機関の権限に属する主務 大臣等からの指示に基 づき、思想、信仰、信 条等に関する場合	・思想、信仰、 信条その他の心 身に関する個人 情報 ・社会的差別の 原因となるおそ れのある個人情 報	機関委任事務に関し、主務大臣等から 適法な指揮監督があれば、知事等は国等 との協議調整の後、最終的にはこれに従 わざるを得ないものである。
9	府営住宅の適正な管理を行うために、入居者の心身等に関する個人情報を収集する場合	<ul><li>・心身に関する個人情報</li><li>・社会的差別の原因となるおそれのある個人情</li></ul>	府営住宅の募集・入居に関する事務等 を行うに際しては、入居者等の実状を正 確に把握するために、心身や本籍、戸籍 等に関する個人情報を収集する必要があ る。
10	公共事業において土 地等を取得するに際し て、墳墓、神社仏閣、 教会等の宗教施設の改 葬、移転の費用や供養 、祭礼の費用の補償を 適切に行うため信仰に 関する個人情報を収集 する場合	・信仰に関する 個人情報	公共事業等において土地や家屋等を取得する場合、墳墓や神社、仏閣、教会等の改葬、移転等が必要となる場合において、その改葬、移転費用や供養、祭礼に要する費用の補償額の算定のため、土地や家屋等の所有者の信仰に関する個人情報を収集する場合がある。
11	災害や事故の状況を 把握する事務及び災害 や事故により死亡や障 害が生じた者に給付金 等を支給する事務を行 うために、心身に関す る個人情報を収集する 場合	・心身に関する 個人情報	災害や事故の状況を把握する事務及び 災害や事故により死亡や障害が生じた者 に給付金等を支給する事務を行うに際し ては、必然的に心身に関する個人情報を 収集する必要がある。

番号	項目	収集する 個人情報	収集を適当と認める理由等
12	障害者を対象とした 事務事業を行うにあた って、対象者を把握す るために、心身に関す る個人情報を収集する 場合	・心身に関する 個人情報	障害を有する者に対して、適切な事務 事業を行っていくためには、心身に関す る個人情報を収集する必要がある。
13	府立高等技術専門校 大阪障害者職業能力開 発校、府大学、府立学 校等において在籍者に 関する事務を行うにあ たって、心身に関する 個人情報を収集する場 合	・心身に関する 個人情報	生徒指導を適切に行うために、心身に関する個人情報を収集する必要がある。
14	府下の生徒の運動能力や在籍者数など学校教育に係る現状を把握し、教育行政に資するため、心身に関する個人情報を収集する場合	・心身に関する 個人情報	府下の生徒の運動能力や在籍者数など 継続的に学校教育の現状を把握していく ために、心身に関する個人情報を収集す る場合がある。
15	研修参加や資格取得 に際して、健康診断書 等の心身に関する個人 情報を収集する場合	・心身に関する 個人情報	研修や資格の内容によって、健康状態が要件に課されている場合がある。
16	住宅整備資金の貸付 、各種年金・保険給付 等に係る事務を行うに あたって、心身に関す る個人情報等を収集す る場合	・心身に関する個人情報	住宅整備資金の貸付や各種給付金等に 係る事務を行うに際しては、対象者の実 状を正確に把握するために、心身に関す る個人情報を収集することがある。
17	子ども家庭センター 等の相談機関や児童福 祉施設等において児童 等の処遇を的確に行う ため、障害、健康状態 等に関する個人情報を 収集する場合	・心身に関する 個人情報	子ども家庭センター等の相談機関や児童福祉施設等において、処遇を的確に行うに際しては、対象者の実状を正確に把握するために、児童等の障害、健康状態等に関する個人情報を収集することがある。
18	公共事業における土 地等の取得、大 東 東 は 表 で は 表 に 数 き は き は き い と は き い く り を は き れ り く り を れ し て り る た り る た り る た り る た り る た る た り る た る た	・社会的差別の原因となるおそれのある個人情報	公共事業用地等の取得、公有財産との 境界確定協議、裁決、許認可や指定等を 行うに際して、真の所有者・権利者を確 認するため、土地や家屋等の所有者等の 相続関係調査等により、戸籍や本籍に関 する個人情報を収集する必要がある。

番号	項目	収集する 個人情報	収集を適当と認める理由等	
19	中国帰国者を対象と した事務事業を行うに あたって、対象者を把 握するために、戸籍・ 本籍に関する個人情報 を収集する場合	・社会的差別の原因となるおそれのある個人情報	中国帰国者に対して、適切な事務事業 を行っていくために、戸籍や本籍に関す る個人情報を収集する必要が生ずる場合 がある。	
20	同和対策に関する事 務事業を行う中で、当 該事業を実施するため に必要な個人情報を収 集する場合	・社会的差別の原因となるおそれのある個人情報	府が同和対策に関する事務事業を行う に際し、その対象となる者が同和地区の 出身者であるという個人情報を収集する 必要が生じる場合がある。	

#### 項 目 当と認める理由等 番号 滴 栄典、表彰等の選考又は委 栄典、表彰等を行う事務において、選考対象者 1 員、講師、指導者等の選任のた に関する個人情報を本人から収集したのでは、事 務の公正な運営に支障をきたしたり、又は円滑な め、個人情報を実施機関以外の 府の機関又は国等に提供する場 実施を困難にするおそれがある。 ② 委員や講師等の人選を行う場合において、本人 ただし、本人の権利利益を不 から収集したのでは情報の客観性、正確性を確保 当に侵害するおそれがない場合 することができず、また、人選を行う機関は、適 に限る。 任者を幅広く求めるため、多くの機関から委員、 講師等の候補者の実績等の個人情報を収集する必 要がある。 ③ このため、候補者に関し、実施機関が現に保有 する個人情報を実施機関以外の府の機関又は国等 の機関に提供することを認める必要がある。 ① 国等が法令に基づく事務を遂行するために必要 実施機関以外の府の機関又は 国等が法令に基づき実施する事 な情報であり、個人情報を使用する公益上の必要 務に関して行う照会に対して回 性が認められる。 答する場合 ② 個人情報を利用し、又は提供しないと、国等は ただし、法令に基づき実施す 改めて本人から収集しなければならず、時間及び 経費がかかるとともに、本人にも負担をかけるの る事務の遂行に必要な範囲内で 個人情報を取り扱う場合で で、府民の負担の軽減、行政運営の効率化の観点 あって、当該個人情報を使用す から回答する必要がある。 る目的に公益性があり、個人情 ③ 国等は、住民の福祉の向上を図るため、相互に 報を照会することについて合理 協力して適切な事務執行を行うことが要請されて 的な理由があり、かつ、いずれ の場合も個人情報の内容、当該 ④ 国等が本人から収集できないことについて合理 目的その他の事情からみて本人 的な理由がある場合がある。 の権利利益を不当に侵害するお ⑤ 国等の職員は、守秘義務を負っており、みだり それがない場合に限る。 に当該個人情報が公開されるおそれがない。 3 広報資料の送付又は会議等の 実施機関が実施した事業の参加者等に対して、 案内のために、保有する名簿等 当該実施機関以外の府の機関又は国等が、関連す の個人情報を実施機関以外の府 る事業や会議、催し物等の案内をし、又は刊行物 の機関又は国等に提供する場合 等を送付することは、当該個人の利益にかなうも ただし、当該個人が案内又は のである。したがって、当該個人が案内又は送付 送付を拒んでいる場合を除く。 を拒んでいる場合を除き、当該案内又は送付がで きることとする必要がある。 報道機関に発表し、又は報道 対象となる個人情報の内容、公表した場合の影 響等を判断して、社会通念上許容される範囲内で 機関の取材、要請に応じて提供 する場合 あり、かつ、当該個人情報の内容その他の事情か ただし、社会的関心が高い等 らみて本人の権利利益を不当に侵害するおそれが ないと認められる場合には、報道機関の取材に応 府民に知らせる公益上の必要性 じ、又は報道機関に発表することが必要な場合が があり、かつ、本人の権利利益 を不当に侵害するおそれがない ある。 と認められる場合に限る。 法律若しくはこれに基づく政 機関委任事務に関し、主務大臣等から適法な指 令の規定に基づき知事その他の 揮監督があれば、知事等は国等との協議調整の後 最終的にはこれに従わざるを得ないものである。 執行機関の権限に属する国等の

事務に関する主務大臣等からの 指示に基づき、本人に関する個

人情報を提供する場合

番号	項 目	適当と認める理由等
6	二級・木造建築士及び二級・ 木造建築士事務所の開設者の処 分状況を、建設省、他の都道府 県及び建築主事を置く市町村に 情報提供する場合	① 建設省、他の都道府県及び特定行政庁は、建築確認業務を行っており、処分(業務停止・事務所閉鎖以上)を受けた二級・木造建築士や二級・木造建築士事務所を認知していなければ、無資格者の設計等による建築確認事務を行うことになり、建築士法第3条、第3条の2、第3条の3及び第23条違反を認めることになるため② 建設省及び地方公共団体の職員は、守秘義務を負っており、みだりに当該情報が公開されるおそれがない。
7	がん対策の推進のために、患者の発生状況等を調査する悪性新生物患者登録事務を実施する場合	① がん登録事業は、がんの実態把握を主目的として実施され、がん対策の企画と評価に関する基礎資料となっている。がん登録資料に、医療機関における対がん活動の支援にもいては、公益上の必要性が認められる。② 公的機関の職員は守秘義務を負っても、限定ついるとと対象者であり、かつ、資料の保管に提供する場合に、当時のと対象者であり、かつ、資料の保管においても、十分な配慮を義務づけるなど、資料の漏えいを防止している。 ③ 医療情報の持つ特殊性があるとしても、今後はがん登録制度自体の周知を図ることで、特に必要であるとする関係者のより一層の協力を得るとははじめとする関係者のより一層の協力を得るとははじめとする関係者のより一層し、個人情報の保護システムを充実していくことが、特に必要である。
8	会計検査院法第26条の規定 に基づく会計検査院の帳簿等の 提出要求に従い、帳簿等を提出 する場合	<ul><li>① 法律の規定に基づく提出要求であり、公共団体の機関として当該規定の趣旨を踏まえて処理する必要がある。</li><li>② ただし、当該個人情報を使用する目的に公益性がある場合又は実施機関から提供を受けなければ当該目的を達成することが困難な場合であり、いずれの場合も提供する個人情報の内容、当該目的その他の事情からみて本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限る。</li></ul>
9	地方自治法第100条第1項 の規定に基づく地方議会の提出 要求に従い、選挙人等の記録を 提出する場合	<ul><li>① 法律の規定に基づく提出要求であり、公共団体の機関として当該規定の趣旨を踏まえて処理する必要がある。</li><li>② ただし、当該個人情報を使用する目的に公益性がある場合又は実施機関から提供を受けなければ当該目的を達成することが困難な場合であり、いずれの場合も提供する個人情報の内容、当該目的その他の事情からみて本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限る。</li></ul>
10	国税徴収法第141条の規定 に基づく税務署等からの質問及 び検査に応ずる場合	① 法律の規定に基づく質問及び検査であり、公共 団体の機関として当該規定の趣旨を踏まえて処理 する必要がある。 ② ただし、当該個人情報を使用する目的に公益性 がある場合又は実施機関から提供を受けなければ 当該目的を達成することが困難な場合であり、い ずれの場合も提供する個人情報の内容、当該目的 その他の事情からみて本人の権利利益を不当に侵 害するおそれがない場合に限る。

番号	項目	適当と認める理由等
11	民事訴訟法第319条等の法 律の規定に基づく裁判所からの 求めに応じて報告、文書の送付 等を行う場合	<ul><li>① 法律の規定に基づく要求であり、公共団体の機関として当該規定の趣旨を踏まえて処理する必要がある。</li><li>② ただし、当該個人情報を使用する目的に公益性がある場合又は実施機関から提供を受けなければ当該目的を達成することが困難な場合であり、いずれの場合も提供する個人情報の内容、当該目的その他の事情からみて本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限る。</li></ul>
12	刑事訴訟法第197条第2項 の規定に基づく司法警察職員からの照会に対して回答する場合	<ul><li>① 法律の規定に基づく照会であり、公共団体の機関として当該規定の趣旨を踏まえて処理する必要がある。</li><li>② ただし、当該個人情報を使用する目的に公益性がある場合又は実施機関から提供を受けなければ当該目的を達成することが困難な場合であり、いずれの場合も提供する個人情報の内容、当該目的その他の事情からみて本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限る。</li></ul>
13	地方自治法第98条第1項及び第99条第1項の規定に基づく地方議会からの検閲及び検査の請求並びに説明の要求に応ずる場合	① 法律の規定に基づく検閲及び検査の請求並びに 説明の要求であり、公共団体の機関として当該規 定の趣旨を踏まえて処理する必要がある。 ② ただし、当該個人情報を使用する目的に公益性 がある場合又は実施機関から提供を受けなければ 当該目的を達成することが困難な場合であり、い ずれの場合も提供する個人情報の内容、当該目的 その他の事情からみて本人の権利利益を不当に侵 害するおそれがない場合に限る。
14	弁護士法第23条の2の規定に 基づく弁護士会からの照会に対 して回答する場合	① 法律の規定に基づく照会であり、公共団体の機関として当該規定の趣旨を踏まえて処理する必要がある。 ② ただし、当該個人情報を使用する目的に公益性がある場合又は実施機関から提供を受けなければ当該目的を達成することが困難な場合であり、いずれの場合も提供する個人情報の内容、当該目的その他の事情からみて本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限る。
15	訴訟当事者である府が訴訟資料として裁判所に個人情報を提供する場合	① 事実関係を正確に反映させ、公正、妥当な訴訟を遂行する要請との均衡を考慮して、個人情報の保護に充分に配慮しながら処理する必要がある。② ただし、実施機関から提供を受けなければ当該目的を達成することが困難な場合であり、提供する個人情報の内容、当該目的その他の事情からみて本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限る。

4 オンライン結合による個人情報の外部提供禁止の例外事項(条例第8条第3項)について

番号	システムの名称	提供する 個人の類型	提供先	適 当 と 認 め る 理 由 等
1	旅券申請作成処 理システム	旅券申請者	外務省	<ul> <li>・ 旅券発給事務において、国内の大量の申請事務を適正に処理し、二重発給を防止するためには、オンラインの利用は不可欠である。</li> <li>・ 情報提供先である国において、オンライン提供の情報内容を公示するとともに、実施機関及び国において個人の権利を侵害しないよう適正な運用が図られている。</li> </ul>
2	社会保険オンラインシステム	被保険者受給権者	社会保険庁	・ 社会保険に係る膨大な届出書、請求書等 を正確に処理するとともに、大量の記録を 長期管理し、行政サービスの向上、事務運 営の効率化及び高度化を図るため、オンラ インの利用は不可欠である。 ・ 情報提供先である国においてオンライン 提供の情報内容を公示するとともに、実施 機関及び国において個人の権利を侵害しな いよう適正な運用が図られている。
3	建設業許可審査システム		建設省	建設業法上兼任が認められていない経営業務管理責任者、専任技術者等の重複チェックを行い、名義貸し等を防止する等、大量の情報を正確に処理し、建設業許可の適正化及び迅速化を図るためには、全国の建設業許可業者の情報を一元的に処理する必要があり、オンラインの利用は不可欠である。     情報提供先である国においてオンライン提供の情報内容を公示するとともに、府及び国において個人の権利を侵害しないよう適正な運用が図られている。
4	宅地建物取引業 免許事務等電算 処理事務	宅地建物取 引業者及び 宅地建物取 引主任者	財産取進 建 都県	<ul> <li>・宅地建物取引主任者の名義貸しや宅地建物取引業者、宅地建物取引主任者の欠格財団法人不動産適正取引推進機構に委託して一元的処理を行っている。大めにオンラインでは、本籍に係る情報も提供されており、今後、実施機関と当該財団法人が委託契約を結ぶに厳格な責務を課すとともに、を講覧とように厳ロースの手段をが立まれる。</li> <li>・しかし、このオンラインでは、本籍に係る情報も提供されており、今後、実施機関と当該財団法人が委託契約を結ぶ際に厳格な責務を課すとともに、をおように厳ロースのように、対しておる。</li> <li>はたの権利利益を侵害したように厳ロースを表が記していてよる。</li> <li>はたりきかけていて、オンラインにはたり、実施機関におい内容について本人に明示しておくことが必要である。</li> </ul>

番号	システムの名称	提供する 個人の類型	提供先	適 当 と 認 め る 理 由 等
5	人事トータル システム及び 職員研修システ ム	府職員	大阪府 議会	<ul><li>・ 府における事務の統一化、迅速化を図る ため、府職員の情報を電子計算機に入力し、 オンラインにより処理している。</li><li>・ このオンラインにおいては、職員の権利 利益の侵害のおそれは低いと考えられる。</li></ul>
6	会議室予約システム	府職員	大阪府 議会	<ul><li>・ 府における事務の迅速化を図るため、会議室の予約システムを電子計算機に入力し、オンラインにより処理している。</li><li>・ このオンラインにおいては、職員の権利利益の侵害のおそれは低いと考えられる。</li></ul>
7	財務会計システム	債権者及び 債務者	大公員大議 大麻会	<ul><li>・ 府における事務の統一化、迅速化を図るため、債権者及び債務者の情報を電子計算機に入力し、オンラインにより処理するもの。</li><li>・ このオンラインにおいては、個人の権利利益の侵害のおそれは低いと考えられる。</li></ul>
8	生涯学習情報提供システム	生涯学習指導者	市住、財府振団	・生涯学習に関する情報を、住民等に的確かつ迅速に提供するため、オンラオる。生涯学習の情報を提供してのある。生涯学習の推進事業は法令及びがいる。計画に位置づけられたである。からないには、様々な分野でである。では、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなが基本というインをは、大きながある。では、大きなでは、大きなである。では、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなである。では、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなである。では、大きなである。では、大きなである。では、大きなである。では、大きなである。では、大きなである。では、大きなである。では、大きなである。では、大きなである。
9	ウ イ メ ン ズ データバンクシ ステム	女性の人材 及び 女性問題に 詳しい人材	市 住 財府協会り 財 阪女社く団	<ul> <li>女性関係各種情報を、的確かつ迅速に住民等に提供するため、オンラインによる情報提供を行うものである。当該事業は、府の総合計画に位置づけられた施策であり、情報の最新性、正確性を確保するとともに、伝達の即時性、拡張性の上からオンラインを用いることが有効である。</li> <li>なお、情報提供にあたっては、本人の同意を確実に得るとともに、情報内容を限定し、個人の権利利益の保護に配慮されているが、実施機関において、オンライン提供にあたっての取扱要領を定めておくことが必要である。</li> </ul>

# オンライン結合を用いた個人情報の提供についての基準

オンライン結合を用いて個人情報の提供を行う際には、次の分類に従い、2つの観点からの要件を満たしていることが必要である。

名 称		オンラインシステムNo.1	オンラインシステムNo.2			
分 類	国 <b>其</b> 外	事務事業に関する処理を行うために 日や他の地方公共団体等、実施機関以 の公的団体に対して、オンライン結 かを用いて個人情報を提供するもの	・府民サービスの向上を図るために 府民等に対して、府政に関する情報 (個人情報も含む)をオンライン結 合を用いて提供するもの			
公益上の必要性があること(要件一)	(3)	・目的による基準→ 実施機関又は相手方の事務事業の目的達成にあたり、 オンラインシステムを必要とする特別な理由があると認められること ・具体的には、次のいずれかの要件を満たしていること (1)法令にオンライン利用の根拠があること (2)全国統一的に、大量の情報について、即時的に対応することが必要な事務 であって、他の方法によっては、事務事業の目的が達成できないこと (3)実施機関又は相手方の事務の性質上、個人情報の提供の即時性又は個人情報の最新性を特に確保する必要がある事務であって、手作業処理又は磁気テープ等の搬送により個人情報を提供する方法では、十分な成果が期待できないこと (4)当該事務事業の目的達成に、オンラインシステムを用いることが密接に関連しているとともに、府独自で府民にオンラインシステムにより個人情報を提供する場合は、当該事務事業が、法令や府の総合計画等の施策体系のもとにあること				
① 基 考 (要件二) 個人の権利利益	2   方 の   多 な	このオンラインは、「オンラインシステム No.」に比べると、提供される個人情報の内容が、詳細かつ大量であることがいため、目的に従った正しい運用がされないと、情報の本人の権利利益と書の可能性が高い。	・このオンラインは、「オンラインシステム No.1」に比べると、不特定多数者の利用が可能である。しかし、実施機関に、アクセス形態決定の主導権があり、あらかじめ想定した目的内の利用に限定することが比較的容易である。			
益を 侵害する おそれ	本人 事	・オンライン提供の目的、個人情報の内容、利用等について、情報の本人に事前に説明し、了承を得ていること				
害するおそれがないこと情の実の意の報用性の影の報制のののののののののののののののののののののののののののののののののでは、これがないことの意のの意のの意のの意のの意のの意のの意のの意のの意のの意のの意の	管理 が 基準 と	・オンライン結合を用いた個人情報の提供に対応した、個人情報保護の体が、実施機関及び情報の提供先において整備されていることが必要であるとりわけ、不正アクセスの排除等、安全性の確保措置について配慮されてること				
	に	本人から情報の取扱いについて苦情か 、情報の最新性、正確性が担保される い。	•			

## 事業者指針

#### 1 指針作成の目的

この指針は、個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の保護を図るため、事業者が自主的に個人情報の保護のための適切な措置を講ずる際のよりどころとなるよう作成したものである。

# 2 対象とする個人情報

- (1) この指針において「個人情報」とは、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。
- (2) この指針は、情報処理形態のいかんにかかわらず、事業者がその事業活動に伴って取り扱う個人情報のすべてを対象とする。

# 3 個人情報の収集

- (1) 個人情報の収集は、事業者の正当な事業の範囲内で、あらかじめ個人情報を取り扱う目的を明確にし、その目的を達成するために必要な範囲内で行う。
- (2) 個人情報の収集は、適法かつ公正な手段により行う。
- (3) 個人情報の収集に当たっては、原則として、本人がその取扱目的を確認できるようにする。
- (4) 個人情報の本人以外のものからの収集は、以上の制限のほか、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限る。

#### 4 個人情報の利用又は提供

- (1) 個人情報の利用又は提供は、原則として、収集した目的の範囲内で行う。
- (2) 収集したときの目的の範囲を超えて個人情報を利用し、又は提供するときは、本人の同意がある場合又は本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限る。

#### 5 個人情報の適正な管理

- (1) 個人情報は、取り扱う事業の目的を達成するために必要な範囲内で、正確かつ最新の状態に保つ。
- (2) 個人情報の取扱いに当たっては、漏えい、滅失及び損傷の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう努める。
- (3) 保有する必要がなくなった個人情報を、確実に、かつ、速やかに廃棄し、又は消去する。
- (4) 個人情報を取り扱う事業を外部に委託しようとするときは、個人情報の保護のために必要な措置を講ずる。

### 6 特に慎重な取扱いを要する個人情報

次に掲げる個人情報については、個人の権利利益を侵害することのないよう特に 慎重に取り扱う責務を有する。

- i 思想、信仰、信条その他の心身に関する基本的な個人情報
- ii 社会的差別の原因となるおそれのある個人情報

### 7 自己情報の開示等

- (1) 本人から自己情報について開示又は訂正を求められたときは、原則としてこれに 応ずる。
- (2) 本人から自己情報を利用し、又は提供することを拒まれたときは、原則としてこれに応ずる。
- (3) 個人情報の取扱いに関する相談窓口を設置し、本人から自己情報の取扱いについて苦情があったときは、適切かつ迅速に処理する。

### 8 責任体制

事業者は、個人情報の適正な取扱いを行う責任体制の確立に努めるものとする。